第四章　控除資産の額

（控除すべき固定資産等）

第六条　自己資本から控除すべき固定資産等は、連結貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。

一　固定資産（その他有価証券のうち、次に掲げるものを除く。）

イ　金融商品取引所に上場されている有価証券

ロ　法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券

ハ　国債証券

二　繰延資産

三　流動資産のうち、次に掲げるもの

イ　預託金（顧客分別金信託、顧客区分管理信託、前条第一項第七号ロに掲げるものに係るもの及び商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八条第一項第二号の規定によるものを除く。）

ロ　顧客への立替金（期間が二週間未満のものを除く。）

ハ　関係会社（連結会社を除く。）に対する短期貸付金（金融機関、信託会社又は特別金融商品取引業者へのコール資金の貸付け及び国内の金融機関又は特別金融商品取引業者が振り出した為替手形の購入に係るものを除く。）

ニ　前払金

ホ　前払費用

四　保有する有価証券（信託財産をもって保有する有価証券を含む。）のうち、次に掲げるもの（第一号に掲げるものを除く。）

イ　関係会社が発行した有価証券（連結会社が発行した社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債に係るもの、コマーシャル・ペーパー（法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。ロにおいて同じ。）、引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないもの及び売買の状況にかかわらず意図的に関係会社への資金提供を目的とした保有でないことが明らかなものを除く。）

ロ　他の会社又は第三者が発行したコマーシャル・ペーパー又は社債券（特別金融商品取引業者又はその子法人等が当該他の会社から資本調達手段を受け入れている場合であって、当該特別金融商品取引業者又はその子法人等が意図的に保有しているものに限る。）

ハ　法第二条第一項第六号から第九号までに掲げる有価証券若しくは新株予約権付社債券又は同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの（第一号イ及びロに掲げるもの並びに引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないものを除く。）

五　第三者のために担保に供されている資産（前各号に掲げるものを除く。）

2　前項第一号の固定資産のうち、特別金融商品取引業者又はその子法人等が自己の債務の担保に供したものであって、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を当該固定資産の額から控除することができる。

一　建物　当該建物を担保にした借入金の額又は当該建物の評価額（当該建物の時価額（固定資産税評価額その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）又は当該建物の帳簿価額のうちいずれか少ない額をいう。）のうちいずれか少ない額

二　土地　当該土地を担保にした借入金の額又は当該土地の評価額（当該土地の時価額（路線価その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）又は当該土地の帳簿価額のうちいずれか少ない額をいう。）のうちいずれか少ない額

3　前項各号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となっているすべての資産について評価額（時価額又は帳簿価額のうちいずれか少ない額）の比により当該借入金を按分して第一項第一号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。

4　第一項第三号ニに掲げる前払金のうち、仕入に係る消費税の前払金であって、その額がその他の預り金に計上した売上に係る消費税の額に達するまでのものについては、その額を当該前払金の額から控除することができる。

5　次の各号に掲げるものについては、その額から当該各号に定める額を控除することができる。

一　第一項第三号ハに規定する短期貸付金　当該短期貸付金の貸付先から預託を受けている担保金その他の資産の評価額（当該資産の時価額（当該資産が有価証券等である場合にあっては、当該時価額から当該有価証券等に係る市場リスク相当額を控除した額）をいう。次号及び第三号において同じ。）

二　第一項第四号イの関係会社が発行した有価証券　当該有価証券に担保として付されている担保金その他の資産の評価額

三　第一項第五号の第三者のために担保に供されている資産　当該第三者から預託を受けている担保金その他の資産の評価額

6　第一項第三号ハ及び第四号イの「関係会社」とは、次に掲げる者をいう。

一　特別金融商品取引業者の親会社（財務諸表等規則第八条第三項の規定により当該特別金融商品取引業者の親会社とされる者をいう。）

二　特別金融商品取引業者の子法人等

三　特別金融商品取引業者の親会社の子法人等（当該特別金融商品取引業者及び前号に掲げる者を除く。）

7　第一項第三号ハ及び第四号イの「連結会社」とは、次に掲げる者をいう。

一　特別金融商品取引業者（連結財務諸表提出会社に限る。）の子法人等

二　特別金融商品取引業者を連結子会社とする連結財務諸表提出会社及びその子法人等（当該特別金融商品取引業者及び前号に掲げる者を除く。）

8　第五項の有価証券等に係る市場リスク相当額は、当該有価証券等の時価額に、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額とする。

区　分	率
株券等	第九条第五項の表に定める率
債券等	第十条第四項第一号又は第二号の表に定める率と同条第六項の表に定める率を合計した率
外国為替等	八パーセント
コモディティ等	十八パーセント
その他	第八条第十項の表に定める率

第五章　市場リスク相当額

第一節　総則

（市場リスク相当額の算出）

第七条　市場リスク相当額は、保有する有価証券等について、第二節に定める標準的方式又は第三節に定める内部管理モデル方式により算出した額とする。